

院内保育運営事業の実施に係る基準等について

医療介護人材課
制定 平成 23 年 9 月 30 日
一部改正 平成 27 年 1 月 8 日
一部改正 平成 27 年 6 月 24 日

1 事業の実施に係る基準について

「院内保育事業運営費補助金交付要綱（昭和 50 年 1 月 18 日制定）」（以下、「要綱」という）第 1 条第 3 項及び第 4 項に規定する基準については、次のとおりとする。なお、24 時間保育については、終日いずれの時間帯においても、要綱第 1 条第 1 項に規定する保育サービスを提供するものとする。

（1）病児等保育

ア 対象児童

（ア）医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な院内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により、家庭で育児を行うことが困難な児童。

（イ）保育所に通所している児童ではないが、（ア）と同様の状況にある児童（小学校低学年児童等を含む）。

イ 対象疾患等

感冒、消化不良症（多症侯性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として 7 日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7 日を超えて保育できるものとする。

ウ 施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が 2 人以上横臥でき、1 人当たりの面積が原則として 1.65 m²以上であること。

エ 職員配置等

（ア）病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を 1 名以上配置すること。なお、病児等の児童数が 2 名を超える場合には、病児等 2 名に対し看護職員 1 名の配置を基本とすること。

（イ）児童の受け入れに当たっては、当該機関等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

（ウ）体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

（エ）他の児童への感染の防止に配慮すること。

オ 利用事務手続等

(ア) 利用事務手続きについては、実施機関毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。

(イ) 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。
ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

カ 保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。

キ その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。

(2) 緊急一時保育

ア 対象児童

24時間保育を実施していない院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の乳児又は幼児であって、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童（小学校低学年児童を含む）。

イ 対象となるサービス

院内保育所が予め契約をしている保育サービスを提供する事業者と契約をしており、かつ保育サービス提供者への支払を当該院内保育所の会計で行い、(ア)の児童を保育したことにより院内保育所がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

ウ 緊急一時保育の対象となるサービス提供事業者

認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦（夫）等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、認可保育所、県又は市町が行う行政措置及び家族並びに同居の親族が行う保育については対象としない。

(3) 児童保育

ア 対象児童

院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童（以下、「放課後児童」という）。

イ 施設

児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保することとする。

ウ 職員配置

放課後児童の保育に専従する職員（「児童福祉施設最低基準第38条」に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい）を1名以上配置すること。

(4) 休日保育

ア 対象児童

院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童。

イ 対象となるサービス

要綱第1条第1項に規定する保育サービスを提供するものとする。

ウ 対象となる日（診療日として表示する日を除く）

(ア) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）第3条に規定する休日。

(ウ) 12月29日から翌年1月3日（前号に掲げる日を除く）

(5) 院内保育所立上げ支援事業

ア 実施主体

院内保育所を開設・運営する法人等。

ただし、国及び市町等にあつては中山間地域（広島県中山間地域振興条例（平成25年10月10日条例第44号）に規定する中山間地域）に所在する病院及び診療所を開設する者に限る。

イ 事業内容

要綱第1条に規定する院内保育事業とし、院内保育所を開設した初年度に限る。

ウ 補助金交付の対象等

要綱第2条のとおりとする。

エ 院内保育施設の種別

要綱第3条のとおりとする。

2 補助対象型別の保育児童数の算定について

要綱第3条に規定する施設の種別の保育児童数の算定方法については、次のとおりとする。

各月において15日以上保育した職員の児童を、補助対象型別に定められた保育児童数として算定する。

ただし、保育日数15日未満の職員の児童については、次の換算式で算定した上で補助対象型別に定められた保育児童数の算定に含めることができる。

換算式

（保育児童1日当たりの換算数）＝

（各保育日数15日未満の児童の月間延保育日数）÷（実施の月間延開所日数）